

NHK大河ドラマ「大友宗麟」誘致推進協議会会則

（名称）

第1条 本会は「NHK大河ドラマ「大友宗麟」誘致推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、戦国時代に全国に先駆け西洋文化を取り入れ、北部九州一円を領有した進取、開明の名君（又はキリストン大名）として知られる大友宗麟公を題材にした大河ドラマを関係者が協働して誘致し、ゆかりの地域の自然や歴史文化を全国に情報発信することにより、市民・県民のふるさと大分を愛し、誇りに思う気運を醸成するとともに、当該地域はもとより大分県全体の観光振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事業計画の策定・実施に関する事項
- (2) 広報やPR活動に関する事項
- (3) 大河ドラマに関連したイベント等の実施に関する事項
- (4) 大友氏ゆかりの地域及び関係団体との連絡・調整に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この協議会の目的達成に必要な事項

（構成団体および委員）

第4条 協議会は第2条の目的に賛同する観光・商工関連団体、市民団体、自治体等をもって組織し、その代表を委員とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長及び副会長は、総会において選出する。

（役員の任務）

第6条 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長が

あらかじめ指定した副会長がその職務を代行する。

(委員および役員の任期)

第7条 委員および役員の任期は協議会の解散までとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱し、協議会の目的達成のために会長の諮詢に応ずる。

(アドバイザー)

第9条 専門的な見地から幅広く意見を得るために、アドバイザーを設置することができる。

2 アドバイザーは学識経験者、専門家、マスコミ関係者等から会長が委嘱する。

(総会)

第10条 協議会に総会を置く。

2 総会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 協議会運営のための基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 協議会構成団体に関すること。

(5) その他、協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(幹事会)

第11条 事業の円滑な推進を図るため、幹事会を設置する。

2 幹事会は会長が指名する者をもって構成する。

3 幹事会は総会で議決された事業計画にもとづき、必要な事業を推進する。

4 このほか、幹事会に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の活動に必要な経費は、委員および法人・団体等の会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第13条 事務局は総会において決定する。

(解散)

第14条 協議会は事業の完了報告の承認をもって解散する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成25年1月11日から施行する。